

# **七ヶ宿町国土強靭化地域計画**

**令和3年6月**

**七ヶ宿町**

---

## 目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 本計画の対象想定灾害	1
第2章 脆弱性評価	2
1 脆弱性評価の考え方	2
2 基本目標	2
3 事前に備えるべき目標	2
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3
5 施策分野の設定	4
6 脆弱性評価の結果	5
第3章 国土強靭化施策の推進方針	5
1 施策分野別推進方針	5
第4章 計画の推進	5

## 《資料編》

別紙1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果	1-14
別紙2 施策分野別の脆弱性評価結果	15-35
別紙3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針	36-50
別紙4 施策分野別推進方針	51-68
別紙5 国土強靭化関連町計画等一覧	69
別紙6 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害	70

## 第1章 基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 を観測した巨大地震が発生し、七ヶ宿町においては人命や町民の財産に被害が無いが、公共交通道路や 1 週間程度の停電が発生した。七ヶ宿町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、七ヶ宿町地域防災計画を策定し、町有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、極めて困難な状況に直面した。また、宮城県と山形県の県境にある蔵王山は活火山として、平成 27 年に地震群発といった火山活動が観測された。

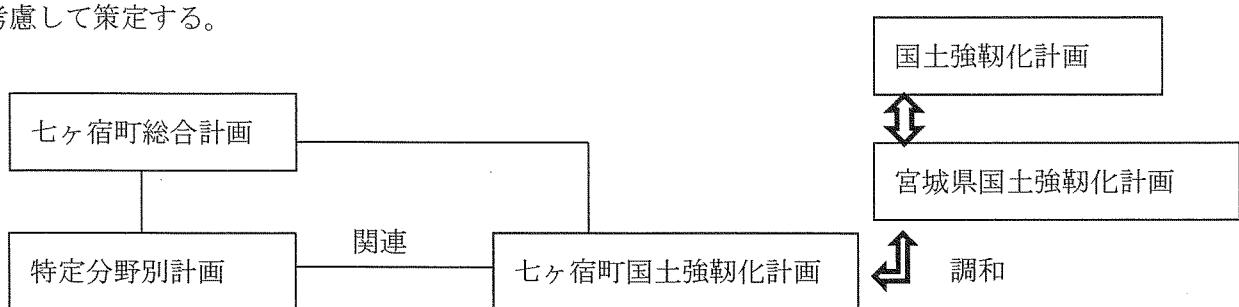
国においては、平成 25 年 12 月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開するため、基本法に基づく七ヶ宿町国土強靱化地域計画を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、国土強靱化に係る指針となるものである。

地域計画は、七ヶ宿町地域防災計画や本町の基本方針である「第 6 次七ヶ宿町長期総合計画」も考慮して策定する。



### 3 計画期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和6年度まで4年間とする。

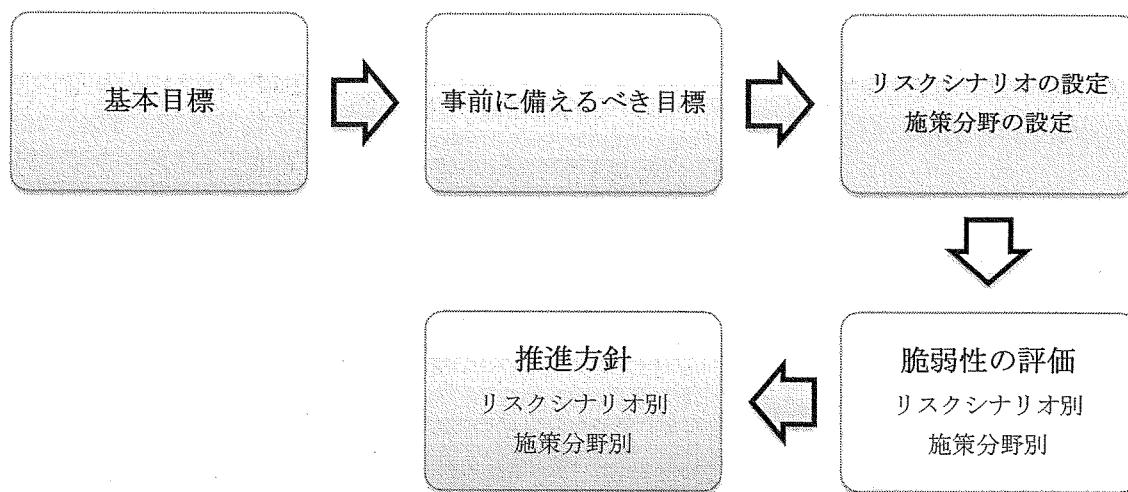
### 4 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に県・町内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとつたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靭化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靭化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



### 2 基本目標

国土強靭化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

### 3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靭化基本計画」及び「宮城県国土強靭化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、25（項目数）の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な集落等の浸水 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報通信網の麻痺・機能停止等による被害の拡大	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 5-2 食料等の安定供給の停滞	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 8-4 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響	

## 5 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靭化に関する施策分野については、国の国土強靭化基本計画における施策分野を参考しながら、町の実情を踏まえ、町総合計画に掲げる15の施策分野を設定した。

### 【町の総合計画施策分野】

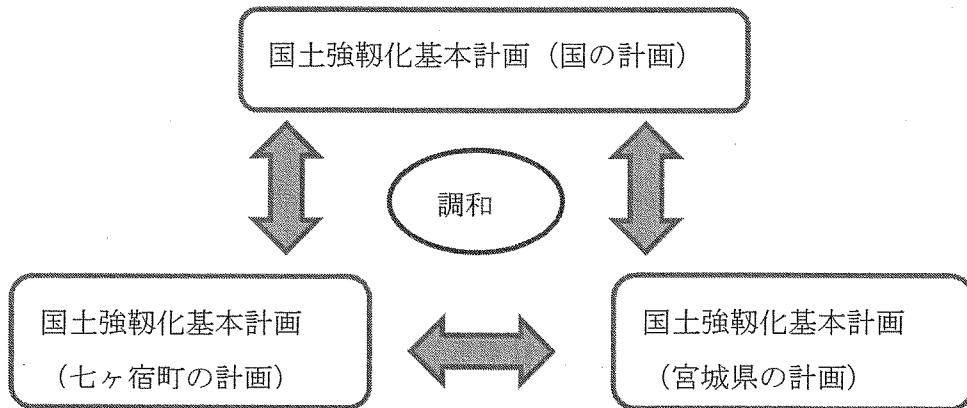
- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 1 保健・医療  | 5 商工業   | 9 道路     | 13 環境保全  |
| 2 高齢者福祉  | 6 観光・交流 | 10 公共交通  | 14 循環型社会 |
| 3 障がい者福祉 | 7 学校教育  | 11 上下水道  | 15 行財政運営 |
| 4 農林水産業  | 8 住宅    | 12 防災・防犯 |          |

## 6 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性評価結果は別紙1、施策分野別の脆弱性評価結果は別紙2のとおりである。

## 第3章 国土強靭化施策の推進方針

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定している。策定に当たっては国の基本計画や県が掲げる施策との整合性を図り、各施策分野における町の個別計画等の国土強靭化に関連する取組の指針「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別推進方針は別紙3、施策分野別推進方針は別紙4となるものとして位置付けている。



---

## 資料編

七ヶ宿町

---

**目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる****I-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生****住宅・建築物の耐震化の促進(農林建設課)**

- 木造住宅の耐震化については、七ヶ宿町耐震改修促進計画において、耐震化率40%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要がある。
- 不特定多数が利用する建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認建築物としている。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

**公共施設等の耐震化(総務課)**

- 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

**多数の人が利用する観光施設の耐震化(ふるさと振興課)**

- 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

**公営住宅の耐震化の促進(農林建設課)**

- 町営住宅については、全棟の耐震診断が完了しているが、耐震化を早急に進める必要がある。

**緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(農林建設課)**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

**学校の室内安全対策(教育委員会)**

- 町内の小中学校の耐震化率は100%を達成しており、学校の室内安全対策(日常安全点検、定期安全点検など)についても確実に実施されている。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る必要がある。

**建築物等からの二次災害防止対策(農林建設課)**

- 余震等による建築物の倒壊や、被災した宅地の二次災害を防止する必要がある。
- 円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。

**避難路の通行確保対策(農林建設課)**

- 倒木の恐れのある公園樹木の対策及び、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。

**空き家対策の推進(農林建設課)**

- 空き家は、今後も増加することが予想され、空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き家も増加することが想定される。

#### **密集住宅対策(総務課・農林建設課)**

- 大規模地震による住宅火災のリスクの高い密集した住宅地について、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。
- 密集した住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める必要がある。

#### **大規模地震時の電気火災対策の推進(総務課)**

- 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、防火対策の推進等を図る必要がある。

#### **狭あい道路の拡幅整備(農林建設課)**

- 町内には幅員4mに満たない道路(狭あいな道路)があり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。

#### **初期消火力の向上(総務課)**

- 住民・地域・事業所等への防火防災に関する訓練指導を実施し、防災力の向上を図るとともに、事業所や自治会・町内会がより積極的に訓練を実施するよう、地域への働きかけを進める必要がある。

#### **消防団や自主防災組織等の充実強化(総務課)**

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

#### **災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(総務課)**

- 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。

### **1-2) 異常気象等による広域かつ長期的な集落等の浸水**

#### **安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)**

- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的な利用を促進する必要がある。

#### **タイムラインの運用(総務課)**

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

#### **治水対策の推進(農林建設課)**

- 近年、気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増している。このため、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要。
- 本町は、断面の狭小な白石川や、白石川の水位上昇に伴う氾濫等、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から町民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。

#### **逃げ遅れ防止対策(総務課)**

- 思い込み等による逃げ遅れを防止、要配慮者の避難確保のため、防災リーダーの確保や支援体制の構築が必要である。

#### **集中豪雨等による外水(河川)氾濫対策(農林建設課)**

- 雨水の流下機能を確保するため、定期的に河川点検を行い、河道内における堆積土砂の掘削や樹木伐採、除草などの維持管理を実施する必要がある。

### 1-3) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

#### 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(総務課・ふるさと振興課)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを行う必要がある。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

#### 噴火警戒レベルに基づく避難体制強化(総務課)

- 蔵王山の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用や火山防災マップの作成・配布などの対応が図られているが、今後も継続して、避難体制の強化を図る必要がある。

#### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。
- 降灰被害について、火山灰による被害を軽減する対策が必要がある。また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。
- 蔵王山が噴火した場合、風向きによっては降灰が予測され、浄水場等で水処理に支障を来す可能性がある。降灰による水質悪化を防ぐため、火山噴火対策を実施する必要がある。

#### 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務課)

- 土砂災害ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。

#### 土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(総務課)

- 土砂災害の発生が予想される際避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

#### 農山村地域における防災対策(農林建設課)

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・發揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

#### 流木災害対策の推進(総務課・農林建設課)

- 流木による河道閉塞や氾濫、家屋の破壊等の被害を防ぐため、流木対策施設の整備や立木の管理を推進する必要がある。

### 1-4) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### 除雪体制の確保(農林建設課)

- 除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託を含めた除雪体制の維持が必要である。

#### 暴風雪時における道路管理体制の強化(農林建設課)

- 道路交通状況や降雪状況を踏まえた効果的な除雪体制の整備及び暴風雪時の適切な情報提供が必要がある。

#### 雪下ろし事故を防止するための注意喚起(総務課・農林建設課・健康福祉課)

- 雪下ろし中の転落事故防止の注意喚起を実施している。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

#### 除雪体制の確保(自治会等への除雪機械の導入支援)(農林建設課・健康福祉課)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する必要がある。

#### 積雪寒冷を想定した避難所等の対策(総務課)

- 避難施設における冬季防災対策が必要である。

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 水道施設等の耐震化等の推進(農林建設課)

- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。

#### 備蓄物資の供給体制等の強化(総務課)

- 町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行う必要がある。

#### 応急給水体制の整備(農林建設課)

- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

#### 食料等の備蓄(総務課)

- 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。本町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

#### 民間事業所等との連携強化(総務課)

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

- 災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある

#### 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(総務課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。

- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。

- 大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を町内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点等が必要がある。

#### 「道の駅」の防災拠点化(総務課)

- 道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。

## 2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 自衛隊との連携強化(総務課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れる必要がある。

### 警察との連携強化(総務課)

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止する必要がある。

### 消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(総務課)

- 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化率は100%で、今後も耐震化・耐災害性の維持を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。

### 消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化(総務課)

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防団員の人員確保や車両及び装備資機材の整備強化を図る必要がある。

## 2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### 帰宅困難者向けの備蓄の確保(総務課)

- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を継続的に行っていく必要がある。
- 公的備蓄として、毛布の備蓄を進めているが、食料などについても検討を行う必要がある。

### Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備(ふるさと振興課)

- 本町を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本町の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う必要がある。

### 外国人に対する支援(総務課・ふるさと振興課)

- Webサイトにおいて、在住外国人に対し、災害時の多言語情報の公開や多言語防災リーフレットの作成などを行い、災害対応力向上を図る必要がある。また、訪日外国人向けに携行用のポケットサイズの防災ガイドの作成・配布、民間事業者と協定を締結している災害時帰宅支援ステーションのステッカーの多言語化などの支援策を行う必要がある。

### 観光客・来訪者に対する支援(広報・啓発)(ふるさと振興課)

- 災害時の情報提供として、携行用のポケットサイズの防災ガイドへの帰宅困難者一時滞在施設、災害発生時の情報収集先の掲載を行う等、町の施策が広く浸透するよう取組を行う必要がある。

### 観光客・来訪者に対する支援(輸送手段の確保)(ふるさと振興課)

- 輸送手段の確保について具体的な検討を進める必要がある。

## 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### 緊急車両、医療施設に供給する燃料の確保(総務課)

○災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や医療施設等への燃料供給が滞らないように石油関係事業者と協定を締結しており、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療施設等へ供給する燃料を確保する必要がある。

### 国保診療所での非常時対応体制の維持(国保診療所)

○診療所は自家発電設備を備えておらず、災害が発生した場合にも町民に対し安全・安心な医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

## 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 感染症の発生・まん延防止(町民税務課)

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施する必要がある。

### 災害対応時の感染防止(総務課・町民税務課)

○感染症蔓延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。

### 自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康福祉課)

○感染症蔓延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。

### 避難所開設・運営方法の確立(総務課・町民税務課)

○感染症蔓延時を想定した避難所の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。

### 災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備(健康福祉課)

○被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する必要がある。

### 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策(町民税務課)

○災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要である。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要がある。

### 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(健康福祉課)

○災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。

## 2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 避難所となる施設の感染症予防対策(健康福祉課)

- 避難所を含む被災地では衛生状態が悪化し、感染症がまん延しやすい状況になるおそれがある。

### 避難所における衛生管理(町民税務課)

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。

### 避難所における健康管理(総務課)

- 避難所となる小中学校等において、体育館等の室内環境(温湿度等)を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害するようないようする必要がある。

### 自家発電の確保・充実(健康福祉課)

- 福祉避難所での要介護者・要介護者等が災害により生命の危険にさらされることのないよう支援する必要がある。

### 要配慮者の避難所における支援体制整備(健康福祉課)

- 避難所生活において、見た目にもわかりにくい発達障害者(児)はその特性により集団生活になじめないため、適切な配慮の必要がある。

### 在宅・縁故避難の誘導強化(総務課)

- 避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないよう、避難所以外への避難も推進する必要がある。

### 避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(総務課・町民税務課)

- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。

### 避難者の健康管理体制の強化(健康福祉課)

- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

### 福祉避難所の指定促進(総務課)

- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所の確保が必要である。

### 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 公共の安全等の秩序維持体制の整備(総務課)

- 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

##### 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等(農林建設課)

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立するとともに、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

##### 防犯カメラの設置(総務課)

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭等での犯罪抑止効果を高め、地域の防犯に資するため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助する。

##### 受援体制の構築(総務課)

- 受援体制の整備に向けて受援計画の策定、発災時に全庁の受援に関する事項を統括する受援班・受援担当の設置と運用マニュアルの整備、他自治体との災害時協定を締結、他自治体と合同で行う防災訓練等を実施する必要がある。

##### 代替庁舎の確保(総務課)

- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。

##### 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制(総務課)

- 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。

##### 業務継続に必要な体制の整備(総務課)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により町民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「七ヶ宿町業務継続計画(地震災害編)」の整備、業務継続に必要な体制を進めていく必要がある。

##### 安否参集確認システムの利用促進(総務課)

- 職員の状況を正確かつ迅速に把握する必要があるため、安否参集確認システムの利用を促進する必要がある。

##### ICT部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間要し、業務の再開が遅れることが懸念される。

## 目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 情報通信網の麻痺・機能停止等による被害の拡大

#### 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等(総務課)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは町全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

#### 防災関係機関の情報通信手段の多様化等(総務課)

- 公共施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要になる。

#### 市民への情報伝達(総務課)

- 防災行政無線、広報車、ホームページ、SNSなど、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築していく必要がある。
- 市民が自ら的確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある

#### 情報通信インフラの整備(総務課・ふるさと振興課)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持するため、通信基地局、各世帯における電源の確保が必要がある。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進し、さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

#### 防災教育の充実(総務課・教育委員会)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

#### 災害時の要配慮者支援の促進(健康福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

#### 避難所における電源対策(総務課)

- 災害時、外国人観光客を含む来訪者の情報収集の手段としてスマートフォンの活用が目立つことから、長期間の停電が発生するような場合には住民はもちろんこうした来訪者のためのスマートフォンの充電対策を検討する必要がある。

#### 観光客に対する情報伝達体制の強化(災害時の情報発信機能等の強化)(ふるさと振興課)

- 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導体制の整備が必要である。

#### 観光客に対する情報伝達体制の強化(平時の情報発信機能の強化)(ふるさと振興課)

- 観光客への情報発信施設において災害情報についても速やかに発信できる体制構築の検討を行うとともに、道の駅における観光客を含めた道路利用者に対する情報発信機能の強化が必要である。

#### 情報発信や案内看板等の多言語化(ふるさと振興課)

- 住民及び訪日・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める必要がある。

#### 要配慮者対策の推進(健康福祉課)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成、住民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。

## 目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

#### 中小企業の強靭化(ふるさと振興課)

○中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靭化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。

#### 道路機能の維持管理(災害時の機能維持)(農林建設課)

○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及びトンネルの予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理点検の高度化を行う必要がある。

#### 道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等)(農林建設課)

○災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### エネルギー供給事業者等との連絡強化(総務課)

○電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する必要がある。

### 5-2) 食料等の安定供給の停滞

#### 食料生産基盤の整備(農林建設課)

○災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

#### 食料生産体制の強化(農林建設課)

○災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

#### 被災農林漁業者への金融支援(農林建設課)

○被災農業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。

#### 緊急物資の輸送体制の構築(総務課)

○大規模自然災害等が発生した場合において、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

#### 農業水利施設の長寿命化・防災減災(農林建設課)

○農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。

○災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。

## 目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

#### 石油燃料等供給の確保等の防災対策(総務課)

- 災害時の石油燃料等の安定確保のために、防災対策について関係機関との協力体制の構築が必要である。

### 6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### 給水車の整備(農林建設課)

- 水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を整備する必要がある。

#### 下水道施設の耐震化等の推進(農林建設課)

- 緊急輸送道路下に埋設したマンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化など、下水道施設の耐震化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。

### 6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 孤立可能性地域の災害対応体制の整備(総務課)

- 孤立集落の発生に備え、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

#### 孤立危険性のある集落との通信手段の確保(総務課)

- 災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として、防災行政無線を配備しているが、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う必要がある。

#### 災害に強い路網整備の推進(農林建設課)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や、林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

#### 孤立集落アクセスルートの確保(農林建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する必要がある。

#### 交通ネットワークの機能保全と強化(農林建設課)

- 緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する必要がある。

- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。

- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。

#### 路線バス等地域公共交通の確保(ふるさと振興課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る必要がある。

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### 土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念された場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

### 7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

#### 有害物質の拡散・流出防止対策の推進(町民税務課)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

#### 放射線モニタリングの実施(総務課)

- 隣接県及び市町村の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、町民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。

### 7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林建設課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

- 野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する必要がある。

#### 耕作放棄地の発生防止と再生(農林建設課)

- 農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壤流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる。

#### 農業用水路の保全管理(農林建設課)

- 農業用水路については、今後老朽化が進むことから、安定的な水の供給のために老朽化対策及び計画的な設備の更新を図る必要がある。

#### 農地等の保全管理(農林建設課)

- 近年の異常気象による降水量の増加から、農地の排水不良や農業用排水路の崩壊等の被害をまねいていることから、農業用排水路等の計画的な整備を図る必要がある。

#### 適切な森林整備(農林建設課)

- 適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

#### 治山事業の促進(農林建設課)

- 集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

#### 鳥獣被害防止対策の推進(農林建設課)

- 鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

## 目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 災害廃棄物処理計画の策定、見直し(町民税務課)

○大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努める必要がある。

#### ストックヤードの確保(町民税務課)

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることがから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

#### 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(町民税務課)

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

#### がれき処理マニュアルの策定(町民税務課)

○災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地(必要面積)の選定などを推進し、がれき処理マニュアルを早期に策定する必要がある。

#### 震災廃棄物の支援体制構築(町民税務課)

○被害想定によると、最大約210トンのがれきが発生すると想定されており、その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を支援とともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築していく必要がある。

#### 地籍調査成果管理の実施(町民税務課)

○災害発生後の迅速な復旧・復興のために地籍調査等の実施について成果管理を図ることが必要である。

#### 大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備(町民税務課)

○大規模災害時には、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。

### 8-2) 復旧・復興を担う人材等(車門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 災害・復興ボランティアの受入体制の確立(健康福祉課)

○大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする町民を把握するとともに、ボランティアの受入体制を整える必要がある。

#### 災害ボランティアコーディネーターの育成(健康福祉課)

○災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を進める必要がある。

#### 災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)(総務課)

○道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要がある。

### 8-3) 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供(総務課)

- 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

#### り災証明書の迅速な発行(町民税務課)

- り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める必要がある。

#### 応急仮設住宅の建設(農林建設課)

○県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う必要がある。

- 仮設住宅建設、災害対応拠点に必要な用地の取得又は借地が必要である。

#### 住宅対策(既存ストックの修繕)(農林建設課)

- 大規模災害時には劣化した住宅に多大な損害が発生し、入居者が在宅被災者となる可能性がある。このことから日常的な修繕を行う際の現状把握が最も重要であり、維持修繕計画の作成が必須である。

### 8-4) 生産力の回復遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

#### 町内の企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(農林建設課・ふるさと振興課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

#### 外国人旅行者に対する各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)(ふるさと振興課)

- 外国人旅行者に対し、地域の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。

#### 企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(農林建設課・ふるさと振興課)

- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

#### 企業の業務継続体制の強化(ふるさと振興課)

- 災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会と連携し、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。

**1 保健・医療****国保診療所での非常時対応体制の維持(国保診療所)**

- 診療所は自家発電設備を備え、その3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも町民に対し安全・安心な医療を提供するため、当該備蓄を常時維持する必要がある。

**災害対応時の感染防止(総務課・町民税務課)**

- 感染症蔓延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。

**自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康福祉課)**

- 感染症蔓延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。

**災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備(健康福祉課)**

- 被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する必要がある。

**被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(健康福祉課)**

- 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。

**避難所となる施設の感染症予防対策(健康福祉課)**

- 避難所を含む被災地では衛生状態が悪化し、感染症がまん延しやすい状況になるおそれがある。

**避難者の健康管理体制の強化(健康福祉課)**

- 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

## 2 高齢者福祉

### 除雪体制の確保(自治会等への除雪機械の導入支援)(農林建設課・健康福祉課)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する必要がある。

### 災害時の要配慮者支援の促進(健康福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

### 要配慮者対策の推進(健康福祉課)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成、住民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。

### 自家発電の確保・充実(健康福祉課)

- 福祉避難所での要介護者・要介護者等が災害により生命の危険にさらされることのないよう支援する必要がある。

### 3 障がい者福祉

#### 要配慮者の避難所における支援体制整備(健康福祉課)

- 避難所生活において、見た目にもわかりにくい発達障害者(児)はその特性により集団生活になじめないため、適切な配慮の必要がある。

#### 災害時の要配慮者支援の促進(健康福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

#### 要配慮者対策の推進(健康福祉課)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成、住民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。

## 4 農林水産業

### 農山村地域における防災対策(農林建設課)

○洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

### 食料生産基盤の整備(農林建設課)

○災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

### 食料生産体制の強化(農林建設課)

○災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。

### 被災農林漁業者への金融支援(農林建設課)

○被災農業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。

### 農業水利施設の長寿命化・防災減災(農林建設課)

○農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。

○災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。

### 災害に強い路網整備の推進(農林建設課)

○災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

### 農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林建設課)

○農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、嘗農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

○野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることがから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する必要がある。

### 耕作放棄地の発生防止と再生(農林建設課)

○農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壤流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる。

### 農業用水路の保全管理(農林建設課)

○農業用水道については、今後老朽化が進むことから、安定的な水の供給のために老朽化対策及び計画的な設備の更新を図る必要がある。

### 農地等の保全管理(農林建設課)

○近年の異常気象による降水量の増加から、農地の排水不良や農業用排水路の崩壊等の被害をまねいていることから、農業用排水路等の計画的な整備を図る必要がある。

### 適切な森林整備(農林建設課)

○適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

**治山事業の促進(農林建設課)**

○集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

**鳥獣被害防止対策の推進(農林建設課)**

○鳥獣による農林業被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

**町内企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(農林建設課・ふる**

○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

**企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(農林建設課・**

○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

## 5 商工業

### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。
- また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。
- 蔵王山が噴火した場合、風向きによっては降灰が予測され、浄水場等で水処理に支障を来す可能性がある。降灰による水質悪化を防ぐため、火山噴火対策を実施する必要がある。

### Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備(ふるさと振興課)

- 本町を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本町の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う必要がある。

### 外国人に対する支援(総務課・ふるさと振興課)

- Webサイトにおいて、在住外国人に対し、災害時の多言語情報の公開や多言語防災リーフレットの作成などを行い、災害対応力向上を図る必要がある。また、訪日外国人向けに携行用のポケットサイズの防災ガイドの作成・配布、民間事業者と協定を締結している災害時帰宅支援ステーションのステッカーの多言語化などの支援策を行う必要がある。

### 観光客・来訪者に対する支援(広報・啓発)(ふるさと振興課)

- 災害時の情報提供として、携行用のポケットサイズの防災ガイドへの帰宅困難者一時滞在施設、災害発生時の情報収集先の掲載を行う等、町の施策が広く浸透するよう取組を行う必要がある。

### 観光客・来訪者に対する支援(輸送手段の確保)(ふるさと振興課)

- 輸送手段の確保について具体的な検討を進める必要がある。

### 中小企業の強靭化(ふるさと振興課)

- 中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靭化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。

### 町内の企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(農林建設課・ふるさと振興課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

### 企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(農林建設課・ふるさと振興課)

- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

### 企業の業務継続体制の強化(ふるさと振興課)

- 災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑に図る必要がある。また、商工会と連携し、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る必要がある。

## 6 観光・交流

### 多数の人が利用する観光施設の耐震化(ふるさと振興課)

- 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

### 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを行う必要がある。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

### 情報通信インフラの整備(総務課・ふるさと振興課)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持するため、通信基地局、各世帯における電源の確保が必要がある。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進し、さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

### 観光客に対する情報伝達体制の強化(災害時の情報発信機能等の強化)(ふるさと振興課)

- 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導体制の整備が必要である。

### 観光客に対する情報伝達体制の強化(平時の情報発信機能の強化)(ふるさと振興課)

- 観光客への情報発信施設において災害情報についても速やかに発信できる体制構築の検討を行うとともに、道の駅における観光客を含めた道路利用者に対する情報発信機能の強化が必要である。

### 情報発信や案内看板等の多言語化(ふるさと振興課)

- 住民及び訪日・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める必要がある。

### 外国人旅行者に対する各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)(ふるさと振興課)

- 外国人旅行者に対し、地域の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。

## 7 学校教育

### 学校の室内安全対策(教育委員会)

○町内の小中学校の耐震化率は100%を達成しており、学校の室内安全対策(日常安全点検、定期安全点検など)についても確実に実施されている。しかしながら、想定を超える自然災害による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安全安心なものにするため、学校の老朽化対策や学校設備の計画的な更新を図る必要がある。

### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

○人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する必要がある。

### 防災教育の充実(総務課・教育委員会)

○地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

### 3 住宅

#### 住宅・建築物の耐震化の促進(農林建設課)

○木造住宅の耐震化については、七ヶ宿町耐震改修促進計画において、耐震化率40%を目標に掲げ、耐震改修等の補助を行っている。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国、県の支援制度も活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

○不特定多数が利用する民間大規模建築物については、災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物としている。今後も国、県の支援制度を活用しながら、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

#### 公営住宅の耐震化の促進(農林建設課)

○町営住宅については、全棟の耐震診断が完了しているが、耐震化を早急に進める必要がある。

#### 建築物等からの二次災害防止対策(農林建設課)

○余震等による建築物の倒壊や、被災した宅地の二次災害を防止する必要がある。

○円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。

#### 空き家対策の推進(農林建設課)

○空き家は、今後も増加することが予想され、空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き家も増加することが想定される。老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要がある。

#### 密集市街地対策(総務課・農林建設課)

○大規模地震による市街地火災のリスクの高い密集した住宅地について、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。

○密集した住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める必要がある。

#### 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(農林建設課)

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

#### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

○人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する必要がある。

#### 住宅対策(既存ストックの修繕)(農林建設課)

○大規模災害時には劣化した住宅に多大な損害が発生し、入居者が在宅被災者となる可能性がある。このことから日常的な修繕を行う際の現状把握が最も重要であり、維持修繕計画の作成が必須である。

## 9 道路

### 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(農林建設課)

○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

### 避難路の通行確保対策(農林建設課)

○倒木の恐れのある公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震化、無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。

### 狭あい道路の拡幅整備(農林建設課)

○町内には4mに満たない道路(狭あいな道路)があり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。

### 治水対策の推進(農林建設課)

○近年、気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増している。このため、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要。

### 集中豪雨等による外水(河川)氾濫対策(農林建設課)

○雨水の流下機能を確保するため、定期的に河川点検を行い、河道内における堆積土砂の掘削や樹木伐採、除草などの維持管理を実施する必要がある。また、河川維持管理計画に基づき、河川護岸や河床などの計画的な補修を進める必要がある。

### 治水対策(農林建設課)

○本町は、断面の狭小な白石川や、白石川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる箇所があり、従来の想定をはるかに超えた近年の台風やゲリラ豪雨から町民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることが必要である。

### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

○大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

○また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

○蔵王山が噴火した場合、風向きによっては降灰が予測され、浄水場等で水処理に支障を來す可能性がある。降灰による水質悪化を防ぐため、火山噴火対策を実施する必要がある。

### 除雪体制の確保(農林建設課)

○除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託を含めた除雪体制の強化が必要である。

### 暴風雪時における道路管理体制の強化(農林建設課)

○道路交通状況や降雪状況を踏まえた効果的な除雪体制の整備及び暴風雪時の適切な情報提供が必要である。

### 除雪体制の確保(自治会等への除雪機械の導入支援)(農林建設課・健康福祉課)

○自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する必要がある。

### 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等(農林建設課)

○交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立するとともに、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

#### **道路機能の維持管理(災害時の機能維持)(農林建設課)**

- 災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及びトンネルの予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理の高度化を行う必要がある。

#### **道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等)(農林建設課)**

- 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

#### **孤立集落アクセスルートの確保(農林建設課)**

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する必要がある。

#### **交通ネットワークの機能保全と強化(農林建設課)**

- 緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する必要がある。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する必要がある。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、横断歩道橋及び道路附属物等の個別施設計画を運用し続けていく必要がある。

## 10 公共交通

### 路線バス等地域公共交通の確保(ふるさと振興課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る必要がある。

## 11 上下水道

### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

○また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

- 蔵王山が噴火した場合、風向きによっては降灰が予測され、浄水場等で水処理に支障を来す可能性がある。降灰による水質悪化を防ぐため、火山噴火対策を実施する必要がある。

### 水道施設等の耐震化等の推進(農林建設課)

- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

### 応急給水体制の整備(農林建設課)

- 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

### 給水車の整備(農林建設課)

- 水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を整備する必要がある。

### 下水道施設の耐震化等の推進(農林建設課)

- 緊急輸送道路下に埋設したマンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化など、下水道施設の耐震化は途上にあることから、引き続き着実に進める必要がある。

## 12 防災・防犯

### 公共施設等の耐震化(総務課)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

### 密集市街地対策(総務課・農林建設課)

○大規模地震による市街地火災のリスクの高い密集した住宅地について、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。

○密集した住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める必要がある。

### 大規模地震時の電気火災対策の推進(総務課)

○地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、防火対策の推進等を図る必要がある。

### 初期消火力の向上(総務課)

○住民・地域・事業所等への防火防災に関する訓練指導を実施し、防災力の向上を図るとともに、事業所や自治会町内会がより積極的に訓練を実施するよう、地域への働きかけを進める必要がある。

### 消防団や自主防災組織等の充実強化(総務課)

○公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

### 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(総務課)

○道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。

### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

○人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的な利用を促進する必要がある。

### タイムラインの運用(総務課)

○災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

### 逃げ遅れ防止対策(総務課)

○正常バイアス等による逃げ遅れを防止、要配慮者の避難確保のため、防災リーダーの確保や支援体制の構築が必要である。

### 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(総務課・ふるさと振興課)

○住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直しを行う必要がある。

○平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。

○観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

### 噴火警戒レベルに基づく避難体制強化(総務課)

○蔵王山の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用や火山防災マップの作成・配布などの対応が図られているが、今後も継続して、避難体制の強化を図る必要がある。

## **蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)**

○大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

○また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

○蔵王山が噴火した場合、風向きによっては降灰が予測され、浄水場等で水処理に支障を来す可能性がある。降灰による水質悪化を防ぐため、火山噴火対策を実施する必要がある。

## **火山灰対策(総務課)**

○降灰被害について、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

## **土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務課)**

○土砂災害ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。

## **土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定(総務課)**

○土砂災害の発生が予想される際避難勧告等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。

## **流木災害対策の推進(総務課・農林建設課)**

○流木による河道閉塞や氾濫、家屋の破壊等の被害を防ぐため、流木対策施設の整備や立木の管理を推進する必要がある。

## **雪下ろし事故を防止するための注意喚起(総務課・農林建設課・健康福祉課)**

○雪下ろし中の転落事故防止の注意喚起を実施している。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

## **積雪寒冷を想定した避難所等の対策(総務課)**

○避難施設における冬季防災対策の促進が必要である。

## **備蓄物資の供給体制等の強化(総務課)**

○町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

## **食料等の備蓄(総務課)**

○家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。本町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

## **民間事業所等との連携強化(総務課)**

○災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある

### **支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(総務課)**

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。
- 大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を町内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点を設置する必要がある。

### **「道の駅」の防災拠点化(総務課)**

- 道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を図る必要がある。

### **自衛隊との連携強化(総務課)**

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

### **警察との連携強化(総務課)**

- 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携強化を図る必要がある。

### **消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(総務課)**

- 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化率は100%で、今後も耐震化・耐灾害性の維持を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。

### **消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化(総務課)**

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防団員の人員確保や車両及び装備資機材の整備強化を図る必要がある。

### **帰宅困難者向けの備蓄の確保(総務課)**

- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう、食料、飲料水等の企業内備蓄について啓発等を行っているが、継続的に行っていく必要がある。

○公的備蓄として、毛布の備蓄を進めているが、食料などについても検討を行う必要がある。

### **外国人に対する支援(総務課・ふるさと振興課)**

- Webサイトにおいて、在住外国人に対し、災害時の多言語情報の公開や多言語防災リーフレットの作成などを行い、災害対応力向上を図る必要がある。また、訪日外国人向けに携行用のポケットサイズの防災ガイドの作成・配布、民間事業者と協定を締結している災害時帰宅支援ステーションのステッカーの多言語化などの支援策を行う必要がある。

### **緊急車両、医療施設に供給する燃料の確保(総務課)**

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や医療施設等への燃料供給が滞らないように石油関係事業者と協定を締結しており、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療施設等へ供給する燃料を確保する必要がある。

### **感染症の発生・まん延防止(町民税務課)**

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。

### **災害対応時の感染防止(総務課・町民税務課)**

- 感染症蔓延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。

### **自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康福祉課)**

- 感染症蔓延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。

### **避難所開設・運営方法の確立(総務課・町民税務課)**

- 感染症蔓延時を想定した避難所の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。

### **避難所における健康管理(総務課)**

- 避難所となる小中学校等において、体育館等の室内環境(温湿度等)を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害するようないようする必要がある。

### **在宅・縁故避難の誘導強化(総務課)**

- 避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように、避難所以外への避難も推進する必要がある。

### **避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(総務課・町民税務課)**

- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。

### **福祉避難所の指定促進(総務課)**

- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、二次的な福祉避難所の確保が必要である。

### **公共の安全等の秩序維持体制の整備(総務課)**

- 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

### **防犯カメラの設置(総務課)**

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭等での犯罪抑止効果を高め、地域の防犯に資するため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助する。

### **受援体制の構築(総務課)**

- 受援体制の整備に向けて受援計画の策定、発災時に全庁の受援に関する事項を統括する受援班・受援担当の設置と運用マニュアルの整備、他自治体との災害時協定を締結、他自治体と合同で行う防災訓練等を実施する必要がある。

### **代替庁舎の確保(総務課)**

- 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。

### **業務継続に必要な体制の整備(総務課)**

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により町民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「七ヶ宿町業務継続計画(地震災害編)」の整備、業務継続に必要な体制を進めていく必要がある。

### **安否参集確認システムの利用促進(総務課)**

- 職員の状況を正確かつ迅速に把握する必要があるため、安否参集確認システムの利用を促進する必要がある。

### **情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等(総務課)**

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは町全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

### 防災関係機関の情報通信手段の多様化等(総務課)

○公立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要になる。

### 町民への情報伝達(総務課)

○防災行政無線、広報車、ホームページ、SNSなど、様々な手段を活用して情報伝達を行なうとともに、今後の通信技術の進展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築していく必要がある。

○町民が自ら的確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある

### 情報通信インフラの整備(総務課・ふるさと振興課)

○耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持するため、通信基地局、各世帯における電源の確保が必要がある。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進し、さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

### 防災教育の充実(総務課・教育委員会)

○地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

### 避難所における電源対策(総務課)

○災害時、外国人観光客を含む来訪者の情報収集の手段としてスマートフォンの活用が目立つことから、長期間の停電が発生するような場合には住民はもちろんこうした来訪者のためのスマートフォンの充電対策を検討する必要がある。

### エネルギー供給事業者等との連絡強化(総務課)

○電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

### 緊急物資の輸送体制の構築(総務課)

○大規模自然災害等が発生した場合において、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進とともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

### 石油燃料等供給の確保等の防災対策(総務課)

○災害時の石油燃料等の安定確保のために防災対策について関係機関との協力体制の構築が必要である。

### 孤立可能性地域の災害対応体制の整備(総務課)

○孤立集落の発生に備え、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

### 孤立危険性のある集落との通信手段の確保(総務課)

○災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として、防災行政無線を配備しているが、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う必要がある。

### 土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課)

○融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念され場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

### **災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(総務課・町民税務課)**

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

### **災害・復興ボランティアの受入体制の確立(健康福祉課)**

○大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果すことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする町民を把握するとともに、ボランティアの受入体制を整える必要がある。

### **災害ボランティアコーディネーターの育成(健康福祉課)**

○災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を進める必要がある。

### **災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)(総務課)**

○道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要がある。

### **災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供(総務課)**

○災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

### **り災証明書の迅速な発行(町民税務課)**

○り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める必要がある。

### **応急仮設住宅の建設(農林建設課)**

○県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う必要がある。

○仮設住宅建設、災害対応拠点に必要な用地の取得又は借地が必要である。

## 13 環境保全

### 有害物質の拡散・流出防止対策の推進(町民税務課)

○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るために、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

### 放射線モニタリングの実施(総務課)

○隣接県及び市町村の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、町民等に情報提供を行うため、マニュアルに基づき迅速にモニタリングを実施する必要がある。

### 災害廃棄物処理計画の策定、見直し(町民税務課)

○大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努める必要がある。

### ストックヤードの確保(町民税務課)

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

### 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(総務課・町民税務課)

○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

### がれき処理マニュアルの策定(町民税務課)

○災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地(必要面積)の選定などを推進し、がれき処理マニュアルを早期に策定する必要がある。

### 震災廃棄物の支援体制構築(町民税務課)

○被害想定によると、最大約210トンのがれきが発生すると想定されており、その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築していく必要がある。

### 大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備(町民税務課)

○大規模災害時には、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。

## 14 循環型社会

### 感染症の発生・まん延防止(町民税務課)

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。

### 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策(町民税務課)

○災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要である。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要がある。

### 避難所における衛生管理(町民税務課)

○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。

### 地籍調査成果管理の実施(町民税務課)

○災害発生後の迅速な復旧・復興のために地籍調査等の実施について成果管理を図ることが必要である。

## 15 行財政運営

### 公共施設等の耐震化(総務課)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

### 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制(総務課)

○大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。

### ICT部門における業務継続体制の整備(総務課)

○職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念される。

**目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる****1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生****住宅・建築物の耐震化の促進(農林建設課)**

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。
- 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行う。

**公共施設等の耐震化(総務課)**

- 町の防災拠点となる公共施設については耐震補強、改修などにより建物の安全性を確保する。

**多数の人が利用する観光施設の耐震化(ふるさと振興課)**

- 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、建築物の耐震化を促進する。

**公営住宅の耐震化の促進(農林建設課)**

- 耐震化が必要な町営住宅について、建替えや用途廃止の可否等を検討し、耐震化を早急に進める。

**緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(農林建設課)**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、早急に点検を実施し沿道建築物の耐震化を促進する。

**学校の室内安全対策(教育委員会)**

- 学校の老朽化対策として、長寿命化計画を令和2年に策定、計画的に学校施設の修繕、改修を行う。
- 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進める。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組む。

**建築物等からの二次災害防止対策(農林建設課)**

- 円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。

**避難路の通行確保対策(農林建設課)**

- 倒木の恐れのある公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震化無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない安全確保化を促進する。

**空き家対策の推進(農林建設課)**

- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策の実施を図る。

#### 密集住宅対策(総務課・農林建設課)

- 大規模地震による住宅地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替え並びに、耐震性貯水槽や防火水槽の設置などを促進する。
- 本町は災害発生時に白石川により分断される可能性があり、災害時の避難場所や支援活動の拠点となる公園、道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、県と連携し整備を推進する。
- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

#### 大規模地震時の電気火災対策の推進(総務課)

- 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

#### 狭あい道路の拡幅整備(農林建設課)

- 安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

#### 初期消火力の向上(総務課)

- 初期消火器具等の設置とそれに伴う防災訓練の実施を行い、初期消火力の向上を図る。

#### 消防団や自主防災組織等の充実強化(総務課)

- 消防団や自主防災組織等の充実強化を図り、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

#### 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(総務課)

- 災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに連携体制を促進する。

### 1-2) 異常気象等による広域かつ長期的な集落等の浸水

#### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を促進する。

#### タイムラインの運用(総務課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用し、被害の最小化を促進する。

#### 治水対策の推進(農林建設課)

- 局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)に備え、町内に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進め、河川改修及び流水機能の確保を行い、水害被害の最小化を推進する。

#### 逃げ遅れ防止対策(総務課)

- 思い込みによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や個別計画(避難支援計画)の作成による支援体制の構築を促進する。

#### 集中豪雨等による外水(河川)氾濫対策(農林建設課)

- 雨水の流下機能を確保するため、定期的に河川点検を行い、河道内における堆積土砂の掘削や樹木伐採、除草などの維持管理を実施する。また、河川維持管理計画に基づき、河川護岸や河床などの計画的に促進する。

### 1-3) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

#### 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(総務課・ふるさと振興課)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直し、防災訓練を通じて連携の強化を図り、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を推進する。

#### 噴火警戒レベルに基づく避難体制強化(総務課)

- 蔵王山の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用や火山防災マップの作成・配布に加え、さらなる避難体制の強化を推進する。

#### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 大規模噴火時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。
- 降灰後の降雨等に伴う土砂災害の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。
- 浄水場では、降灰対策として水処理施設に覆蓋を設置する。

#### 火山灰対策(総務課)

- 火山噴火(火山灰)に対する警戒避難体制については、県と情報共有するとともに防災資機材の整備等に取り組み、火山災害に対する安全対策の強化を推進する。
- 緊急輸送路、警戒体制の強化により利便性、安全性の向上に努めるとともに、緊急時の町内一斉情報配信による災害時の町民へ情報伝達を図る。

#### 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務課)

- 土砂災害ハザードマップの定期的な改正及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備構築を図る。

#### 土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(総務課)

- 土砂災害の発生が予想される際避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難促進を図る。

#### 農山村地域における防災対策(農林建設課)

- 荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、現在の施設等の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を推進する。

#### 流木災害対策の推進(総務課・農林建設課)

- 国、都道府県は、透過型砂防堰堤の新設並びに既設堰堤への流木捕捉施設の整備を進める。また、国、県、町は、河岸浸食により流木となる可能性のある立木などの管理推進を行う。

#### 1-4) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

##### 除雪体制の確保(農林建設課)

- 地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を維持し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。

##### 暴風雪時における道路管理体制の強化(農林建設課)

- 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進めるとともに、住民に対してホームページやSNS等による効果的な除雪状況の情報提供を推進する。

##### 雪下ろし事故を防止するための注意喚起(総務課・農林建設課・健康福祉課)

- 雪下ろし中の転落事故防止のため、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、注意喚起を行う。

##### 除雪体制の確保(自治会等への除雪機械の導入支援)(農林建設課・健康福祉課)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する。

##### 積雪寒冷を想定した避難所等の対策(総務課)

- 避難施設における冬季防寒対策の充実のために毛布、ストーブ等の資機材の確保計画を推進する。

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### 水道施設等の耐震化等の推進(農林建設課)

○災害時等において水道施設が被災した場合、町民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する。

#### 備蓄物資の供給体制等の強化(総務課)

○備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保が必要なため、関係機関との連携や調整などを強化促進を行う。

#### 応急給水体制の整備(農林建設課)

○水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

#### 食料等の備蓄(総務課)

○家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き、防災訓練や出前講座等で周知を行うとともに、防災士など有識者を活用するなど啓発活動の充実を図る。本町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

#### 民間事業所等との連携強化(総務課)

○災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を推進する。

#### 支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(総務課)

○大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、定期的な情報交換や緊急時連絡体制の推進を図る。

○大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しているが、実効性の面に課題があるため、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備促進を図る。

○大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を町内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。

#### 「道の駅」の防災拠点化(総務課)

○緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を促進する。

## 2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 自衛隊との連携強化(総務課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

### 警察との連携強化(総務課)

- 災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

### 消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(総務課)

- 災害時に防災拠点となる消防施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

- 停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。

### 消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化(総務課)

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防団員の人員確保や車両及び装備資機材の整備強化を推進する。

## 2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### 帰宅困難者向けの備蓄の確保(総務課)

- 大規模災害発生時にはバス停等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校・事業所等の食料や飲料水等の備蓄を促進する。

### Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備(ふるさと振興課)

- 本町を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本町の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う。

### 外国人に対する支援(総務課・ふるさと振興課)

- 発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進など、外国人への支援の強化を図る。また、災害時でも適切に行動できるよう、積極的な広報・啓発を推進する。

### 観光客・来訪者に対する支援(広報・啓発)(ふるさと振興課)

- 携行用のポケットサイズの防災ガイドへの帰宅困難者一時滞在施設、災害発生時の情報収集先の掲載を通じて、災害時に有用な情報の継続的な広報・啓発を推進する。

### 観光客・来訪者に対する支援(輸送手段の確保)(ふるさと振興課)

- 国の検討状況を踏まえながら、代替輸送手段による帰宅支援の仕組みを整理するなど、近隣自治体との連携の推進を図る。

## 2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の喪失

### 緊急車両、医療施設等に供給する燃料の確保(総務課)

- 石油関係事業者と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療施設等への燃料供給の確保を図る。

### 国保診療所での非常時対応体制の維持(国保診療所)

- 災害が発生した場合にも町民に対し安全・安心・高度の医療を提供するため、診療所は自家発電設備を備え、非常時対応体制の整備促進を図る。

## 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 感染症の発生・まん延防止(町民税務課)

- 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

### 災害対応時の感染防止(総務課・町民税務課)

- 防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避ける感染防止を推進する。

### 自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康福祉課)

- 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、県、町、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を確認し避難対策を促進する。

### 避難所開設・運営方法の確立(総務課・町民税務課)

- 避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。

### 災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備(健康福祉課)

- 発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。

### 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策(町民税務課)

- 床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材を計画的に備蓄するとともに、対応にあたる職員の育成を図る。また、感染症拡大防止のための知識や情報を住民に普及・啓発するなど、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を推進する。

### 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(健康福祉課)

- 感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路等の調査を行う。

## 2-6) 異悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 避難所となる施設の感染症予防対策(健康福祉課)

- 避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。

### 避難所における衛生管理(町民税務課)

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理など衛生管理実践する。

### 避難所における健康管理(総務課)

- 体育館等の室内の衛生環境(温湿度等)を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター(大型扇風機)等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようとする。

### 自家発電の確保・充実(健康福祉課)

- 自家発電の整備を図り、要支援者・要介護者等の弱体者の介護及び健康管理のため環境整備の確保を推進する。

**要配慮者の避難所における支援体制整備(健康福祉課)**

- 軽度の障害者については避難所の部屋の割り振りやレイアウトなど環境整備を学校や避難所運営協議会との連携を図る。

**在宅・縁故避難の誘導強化(総務課)**

- 避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。

**避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(総務課・町民税務課)**

- 手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等)を準備する。

**避難者の健康管理体制の強化(健康福祉課)**

- 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

**福祉避難所の指定促進(総務課)**

- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、公共施設や福祉施設等を福祉避難所に指定するとともに、社会福祉施設等の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める。

### 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 公共の安全等の秩序維持体制の整備(総務課)

- 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。

##### 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等(農林建設課)

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

##### 防犯カメラの設置(総務課)

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭等での犯罪抑止効果を高め、地域の防犯に資するため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助事業の推進を図る。

##### 受援体制の構築(総務課)

- 受援計画・マニュアルの作成・点検・見直し、他自治体との協定締結、合同の防災訓練を行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応、受援体制を推進する。

##### 代替庁舎の確保(総務課)

- 代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。

##### 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制(総務課)

- 災害時に確実に職員のケアが実施され、慘事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員ができる限り発生させないように、健康管理のルールを作成する等して、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行う。詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行い、ケア体制の促進を図る。

##### 業務継続に必要な体制の整備(総務課)

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により町民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「七ヶ宿町業務継続計画(地震災害編)」の整備、業務継続に必要な体制を進める。

##### 安否参集確認システムの利用促進(総務課)

- 職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。

##### ICT部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(ICT部門の業務継続計画)に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行い、業務継続体制整備を促進する。

## 目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1) 情報通信網の障害・機能停止等による被害の拡大

#### 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等(総務課)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは町全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。

#### 防災関係機関の情報通信手段の多様化等(総務課)

- 公共施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の整備計画を促進する。

#### 町民への情報伝達(総務課)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、SNSの活用等、情報伝達の多様化を図る。
- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。
- 携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災情報を提供する。
- 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。

#### 情報通信インフラの整備(総務課・ふるさと振興課)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

#### 防災教育の充実(総務課・教育委員会)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について、防災士など有識者を活用するなど内容の充実等を図る。
- 防災教育に関する教職員研修の内容の更なる充実とともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう内容を検討し、防災教育の充実を図る。

#### 災害時の要配慮者支援の促進(健康福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

#### 避難所における電源対策(総務課)

- 長期間の停電が発生した際にあっても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。

#### 観光客に対する情報伝達体制の強化(災害時の情報発信機能等の強化)(ふるさと振興課)

- 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備を行う。

#### 観光客に対する情報伝達体制の強化(平時の情報発信機能の強化)(ふるさと振興課)

- 観光案内所や道の駅における地域観光情報の提供など、平時の情報発信機能の充実を図ることは、災害時に観光客から求められる災害情報の適切な発信にもつながることから、情報発信機能強化に向けて国などの関係機関と連携して取り組む。

#### 情報発信や案内看板等の多言語化(ふるさと振興課)

- 住民及び訪日・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める。

#### 要配慮者対策の推進(健康福祉課)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

## 目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

#### 中小企業の強靭化(ふるさと振興課)

○国や県、商工会等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発及び策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を促進する。

#### 道路機能の維持管理(災害時の機能維持)(農林建設課)

○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及びトンネルの予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理点検の高度化を行う。

#### 道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等)(農林建設課)

○災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築し、災害対応力の強化を推進する。

#### エネルギー供給事業者等との連絡強化(総務課)

○電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制の強化を推進する。

### 5-2) 食料等の安定供給の停滞

#### 食料生産基盤の整備(農林建設課)

○災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

#### 食料生産体制の強化(農林建設課)

○農業の振興と持続的発展を図るため、生産基盤や生産体制の強化促進を図る。

#### 被災農林漁業者への金融支援(農林建設課)

○被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化し、金融支援を推進する。

#### 緊急物資の輸送体制の構築(総務課)

○緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

#### 農業水利施設の長寿命化・防災減災(農林建設課)

○災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

○町は、県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

## **目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

### **6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止**

#### **石油燃料等供給の確保等の防災対策(総務課)**

- 大規模自然災害時における石油燃料等の安定確保のために、県や民間団体など関係機関による防災対策に対する協力体制を構築する。

### **6-2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止**

#### **給水車の整備(農林建設課)**

- 水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を整備する。

#### **下水道施設の耐震化等の推進(農林建設課)**

- 大規模地震の発生時において、下水道が果たすべき機能の確保と被害の最小化を図るために、「社会资本総合整備計画」に基づき、マンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化等の総合地震対策事業を着実に進めることとする。

### **6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態**

#### **孤立可能性地域の災害対応体制の整備(総務課)**

- 装備資機材や備蓄物資等を計画的に確保し、町内での災害発生に備える。
- 孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに研修・教育等を積極的に実施し、町職員等の災害対応能力を向上させる対応体制の整備を推進する。

#### **孤立危険性のある集落との通信手段の確保(総務課)**

- 災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として配備している通信機器を、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行い、通信手段の確保を推進する。

#### **災害に強い路網整備の推進(農林建設課)**

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。

#### **孤立集落アクセスルートの確保(農林建設課)**

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する。

#### **交通ネットワークの機能保全と強化(農林建設課)**

- 緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、及び道路附属物等の個別施設計画を運用の維持を推進する。

#### **路線バス等地域公共交通の確保(ふるさと振興課)**

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図り、地域公共交通の確保を推進する。

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) ため池、ダム、防災施設等の壊壊・機能不全による二次災害の発生

#### 土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念された場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

### 7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

#### 有害物質の拡散・流出防止対策の推進(町民税務課)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図り、有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

#### 放射線モニタリングの実施(総務課)

- 隣接県及び市町村で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を推進する。

### 7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林建設課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。
- 野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が懸念されることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する。

#### 耕作放棄地の発生防止と再生(農林建設課)

- 農村・里山が有する洪水・土砂災害の防止をはじめとする多面的機能を維持するため、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組に対して支援を行う。

#### 農業用水路の保全管理(農林建設課)

- 農業用水路の安定的な水の供給のために、老朽化対策及び計画的な整備促進を図る。

#### 農地等の保全管理(農林建設課)

- 農地等の保全のため、農業用排水路等の計画的な整備促進を図る。

#### 適切な森林整備(農林建設課)

- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

#### 治山事業の促進(農林建設課)

- 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について森林の整備を推進する。

#### 鳥獣被害防止対策の推進(農林建設課)

- 鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

## 目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 災害廃棄物処理計画の策定、見直し(町民税務課)

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

#### ストックヤードの確保(町民税務課)

- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

#### 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(町民税務課)

- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上を推進する。

#### がれき処理マニュアルの策定(町民税務課)

- がれき処理マニュアルの策定を促進する。

#### 震災廃棄物の支援体制構築(町民税務課)

- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。

#### 地籍調査成果管理の実施(町民税務課)

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、人口集中地区等における官民境界の地籍調査や地図整備等の成果管理を図る。

#### 大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備(町民税務課)

- 大規模災害時に、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平時から災害廃棄物の処理体制の整備促進を図る。

### 8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 災害・復興ボランティアの受入体制の確立(健康福祉課)

- 災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して社会福祉協議会と連携を確認するとともに、ボランティアが求められている活動内容の全般的な情報集約やボランティア活動に必要な物資調達の体制を整える。

#### 災害ボランティアコーディネーターの育成(健康福祉課)

- 災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を推進する。

#### 災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)(総務課)

- 災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性の推進を図る。

### 8-3) 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供(総務課)

- 災害時において、迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

#### り災証明書の迅速な発行(町民税務課)

- り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。

#### 応急仮設住宅の建設(農林建設課)

- 県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う。

#### 住宅対策(既存ストックの修繕)(農林建設課)

- 予防保全的な住宅の維持管理を行い、公営住宅ストックの適切な運用を進める。計画修繕・改善事業を実施し、住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備する。退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックを早期確保することにより次の入居者及び災害時の一時避難場所としても使用が可能となる。

### 8-4) 生産力の回復遅れや大量の失業・倒産等による経済への甚大な影響

#### 町内企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(農林建設課・ふるさと振興課)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ。

#### 外国人旅行者に対する各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)(ふるさと振興課)

- 外国人旅行者に対し、地域の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRする。

#### 企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(農林建設課・ふるさと振興課)

- 災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。

#### 企業の業務継続体制の強化(ふるさと振興課)

- 災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金繰り支援を行う。また、商工会と連携し、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る。

Ⅰ 保健・医療
<b>国保診療所での非常時対応体制の維持(国保診療所)</b> ○災害が発生した場合にも町民に対し安全・安心・高度の医療を提供するため、診療所は自家発電設備を備え、非常時対応体制の整備促進を図る。
<b>災害対応時の感染防止(総務課・町民税務課)</b> ○防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避ける感染防止を推進する。
<b>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康福祉課)</b> ○自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、県、町、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を確認し避難対策を促進する。
<b>災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備(健康福祉課)</b> ○発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。
<b>被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(健康福祉課)</b> ○感染症蔓延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路等の調査を行う。
<b>避難所となる施設の感染症予防対策(健康福祉課)</b> ○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。 ○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。
<b>避難者の健康管理体制の強化(健康福祉課)</b> ○避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

## ② 高齢者福祉

### 除雪体制の確保(自治会等への除雪機械の導入支援)(農林建設課・健康福祉課)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する。

### 災害時の要配慮者支援の促進(健康福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

### 要配慮者対策の推進(健康福祉課)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

### 自家発電の確保・充実(健康福祉課)

- 自家発電の整備を図り、要支援者・要介護者等の弱体者の介護及び健康管理のため環境整備の確保を推進する。

## ③ 滞在者福祉

### 要配慮者の避難所における支援体制整備(健康福祉課)

- 軽度の障害者については避難所の部屋の割り振りやレイアウトなど環境整備を学校や避難所運営協議会との連携を図る。

### 災害時の要配慮者支援の促進(健康福祉課)

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

### 要配慮者対策の推進(健康福祉課)

- 高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画(避難支援計画)の作成や、住民参加による防災訓練など、平時からの対策を推進する。

## 4 農林水産業

### 農山村地域における防災対策(農林建設課)

- 荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、現在の施設等の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を推進する。

### 食料生産基盤の整備(農林建設課)

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

### 食料生産体制の強化(農林建設課)

- 農業の振興と持続的発展を図るため、生産基盤や生産体制の強化促進を図る。

### 被災農林漁業者への金融支援(農林建設課)

- 被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化し、金融支援を推進する。

### 農業水利施設の長寿命化・防災減災(農林建設課)

- 災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

- 町は、県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

### 災害に強い路網整備の推進(農林建設課)

- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を推進する。

### 農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林建設課)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

- 野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が懸念されることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する。

### 耕作放棄地の発生防止と再生(農林建設課)

- 農村・里山が有する洪水・土砂災害の防止をはじめとする多面的機能を維持するため、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組に対して支援を行う。

### 農業用水路の保全管理(農林建設課)

- 農業用水路の安定的な水の供給のために、老朽化対策及び計画的な整備促進を図る。

### 農地等の保全管理(農林建設課)

- 農地等の保全のため、農業用排水路等の計画的な整備促進を図る。

### 適切な森林整備(農林建設課)

- 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

### 治山事業の促進(農林建設課)

- 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について森林の整備を推進する。

#### **鳥獣被害防止対策の推進(農林建設課)**

○鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

#### **町内の企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(農林建設課・ふるさと振興課)**

○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ。

#### **企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(農林建設課・ふるさと振興課)**

○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。

## 5 商工業

### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

○大規模噴火時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

○降灰後の降雨等に伴う土砂災害の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

○浄水場では、降灰対策として水処理施設に覆蓋を設置する。

### Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備(ふるさと振興課)

○本町を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本町の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う。

### 外国人に対する支援(総務課・ふるさと振興課)

○発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進など、外国人への支援の強化を図る。また、災害時でも適切に行動できるよう、積極的な広報・啓発を推進する。

### 観光客・来訪者に対する支援(広報・啓発)(ふるさと振興課)

○携行用のポケットサイズの防災ガイドへの帰宅困難者一時滞在施設、災害発生時の情報収集先の掲載を通じて、災害時に有用な情報の継続的な広報・啓発を推進する。

### 観光客・来訪者に対する支援(輸送手段の確保)(ふるさと振興課)

○国の検討状況を踏まえながら、代替輸送手段による帰宅支援の仕組みを整理するなど、近隣自治体との連携の推進を図る。

### 中小企業の強靭化(ふるさと振興課)

○国や県、商工会等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発及び策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を促進する。

### 町内の企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(農林建設課・ふるさと振興課)

○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ。

### 企業や生産者に対する風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(農林建設課・ふるさと振興課)

○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。

### 企業の業務継続体制の強化(ふるさと振興課)

○災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金繰り支援を行う。また、商工会と連携し、小規模事業者の業務継続体制の強化を図る。

## 6 観光・交流

### 多数の人が利用する観光施設の耐震化(ふるさと振興課)

- 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、建築物の耐震化を促進する。

### 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(総務課・ふるさと振興課)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直し、防災訓練を通じて連携の強化を図り、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を推進する

### 情報通信インフラの整備(総務課・ふるさと振興課)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

### 観光客に対する情報伝達体制の強化(災害時の情報発信機能等の強化)(ふるさと振興課)

- 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備を行う。

### 観光客に対する情報伝達体制の強化(平時の情報発信機能の強化)(ふるさと振興課)

- 観光案内所や道の駅における地域観光情報の提供など、平時の情報発信機能の充実を図ることは、災害時に観光客から求められる災害情報の適切な発信にもつながることから、情報発信機能強化に向けて国などの関係機関と連携して取り組む。

### 情報発信や案内看板等の多言語化(ふるさと振興課)

- 住民及び訪日・在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める。

### 外国人旅行者に対する各種情報の的確な発信(安全性を含む地域の魅力発信)(ふるさと振興課)

- 外国人旅行者に対し、地域の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRする。

## 7 学校教育

### 学校の室内安全対策(教育委員会)

- 学校の老朽化対策として、長寿命化計画を令和2年に策定、計画的に学校施設の修繕、改修を行う。
- 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進める。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検、定期安全点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組む。

### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を促進する。

### 防災教育の充実(総務課・教育委員会)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について、防災士など有識者を活用するなど内容の充実等を図る。
- 防災教育に関する教職員研修の内容の更なる充実とともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう内容を検討し、防災教育の充実を図る。

### 3 住宅

#### 住宅・建築物の耐震化の促進(農林建設課)

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努める。
- 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行う。

#### 公営住宅の耐震化の促進(農林建設課)

- 耐震化が必要な町営住宅について、建替えや用途廃止の可否等を検討し、耐震化を早急に進める。

#### 建築物等からの二次災害防止対策(農林建設課)

- 円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。

#### 空き家対策の推進(農林建設課)

- 大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策の実施を図る。

#### 密集住宅対策(総務課・農林建設課)

- 大規模地震による住宅地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替え並びに、耐震性貯水槽や防火水槽の設置などを促進する。
- 本町は災害発生時に白石川により分断される可能性があり、災害時の避難場所や支援活動の拠点となる公園、道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、県と連携し整備を推進する。
- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

#### 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(農林建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、早急に点検を実施し沿道建築物の耐震化を促進する。

#### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を促進する。

#### 住宅対策(既存ストックの修繕)(農林建設課)

- 予防保全的な住宅の維持管理を行い、公営住宅ストックの適切な運用を進める。計画修繕・改善事業を実施し、住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備する。退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックを早期確保することにより次の入居者及び災害時の一時避難場所としても使用が可能となる。

## 9 道路

### 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化(農林建設課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、早急に点検を実施し沿道建築物の耐震化を促進する。

### 避難路の通行確保対策(農林建設課)

- 倒木の恐れのある公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震化無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない安全確保化を促進する。

### 狭あい道路の拡幅整備(農林建設課)

- 安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

### 治水対策の推進(農林建設課)

- 局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)に備え、町内に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進め、河川改修及び流水機能の確保を行い、水害被害の最小化を推進する。

### 集中豪雨等による外水(河川)氾濫対策(農林建設課)

- 雨水の流下機能を確保するため、定期的に河川点検を行い、河道内における堆積土砂の掘削や樹木伐採、除草などの維持管理を実施する。また、河川維持管理計画に基づき、河川護岸や河床などの計画的に促進する。

### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 大規模噴火時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

- 降灰後の降雨等に伴う土砂災害の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

- 浄水場では、降灰対策として水処理施設に覆蓋を設置する。

### 除雪体制の確保(農林建設課)

- 地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を維持し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。

### 暴風雪時における道路管理体制の強化(農林建設課)

- 道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進めるとともに、住民に対してホームページやSNS等による効果的な除雪状況の情報提供を推進する。

### 除雪体制の確保(自治会等への除雪機械の導入支援)(農林建設課・健康福祉課)

- 自治会等の除雪作業の効率化を図るため、除雪機械の導入を促進する。

### 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等(農林建設課)

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

#### 道路機能の維持管理(災害時の機能維持)(農林建設課)

- 災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁及びトンネルの予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理点検の高度化を行う。

#### 道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等)(農林建設課)

- 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築し、災害対応力の強化を推進する。

#### 孤立集落アクセスルートの確保(農林建設課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備を推進する。

#### 交通ネットワークの機能保全と強化(農林建設課)

- 緊急輸送道路をはじめとする道路の定期点検や結果に基づく措置と耐震補強や改良など、交通ネットワークの機能保全と強化を推進する。
- 定期的な点検・診断や補修補強等の現場を支援する装備やコスト縮減を含む効率的な新技術を適宜採用する。
- インフラ施設の機能保全と強化のため、橋梁、舗装、及び道路附属物等の個別施設計画を運用の維持を推進する。

### 10 公共交通

#### 路線バス等地域公共交通の確保(ふるさと振興課)

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図り、地域公共交通の確保を推進する。

## 11 上下水道

### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

○大規模噴火時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

○降灰後の降雨等に伴う土砂災害の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

○浄水場では、降灰対策として水処理施設に覆蓋を設置する。

### 水道施設等の耐震化等の推進(農林建設課)

○災害時等において水道施設が被災した場合、町民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設等の耐震化等を推進する。

### 応急給水体制の整備(農林建設課)

○水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

### 給水車の整備(農林建設課)

○水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を整備する。

### 下水道施設の耐震化等の推進(農林建設課)

○大規模地震の発生時において、下水道が果たすべき機能の確保と被害の最小化を図るため、「社会資本総合整備計画」に基づき、マンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化等の総合地震対策事業を着実に進める。

## 12 防災・防犯

### 公共施設等の耐震化(総務課)

- 町の防災拠点となる公共施設については耐震補強、改修などにより建物の安全性を確保する。

### 密集住宅対策(総務課・農林建設課)

- 大規模地震による住宅地火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替え並びに、耐震性貯水槽や防火水槽の設置などを促進する。
- 本町は災害発生時に白石川により分断される可能性があり、災害時の避難場所や支援活動の拠点となる公園、道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、県と連携し整備を推進する。
- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

### 大規模地震時の電気火災対策の推進(総務課)

- 消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

### 初期消火力の向上(総務課)

- 初期消火器具等の設置とそれに伴う防災訓練の実施を行い、初期消火力の向上を図る。

### 消防団や自主防災組織等の充実強化(総務課)

- 消防団や自主防災組織等の充実強化を図り、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

### 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(総務課)

- 災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに連携体制を促進する。

### 安全・安心を実現する国土利用(総務課・農林建設課・ふるさと振興課・教育委員会)

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限する。また、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を促進する。

### タイムラインの運用(総務課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用し、被害の最小化を促進する。

### 逃げ遅れ防止対策(総務課)

- 思い込みによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や個別計画(避難支援計画)の作成による支援体制の構築を促進する。

### 火山噴火に対する警戒避難体制の整備(総務課・ふるさと振興課)

- 住民、観光客や登山者に対し、避難場所など円滑な避難に必要な情報を周知するための火山防災マップの見直し、防災訓練を通じて連携の強化を図り、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を推進する

#### 噴火警戒レベルに基づく避難体制強化(総務課)

- 蔵王山の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用や火山防災マップの作成・配布に加え、さらなる避難体制の強化を推進する。

#### 蔵王山大規模噴火時の火山災害対策の推進(総務課・農林建設課・ふるさと振興課)

- 大規模噴火時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、降灰除去事業を活用するなどのハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

○降灰後の降雨等に伴う土砂災害の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

- 浄水場では、降灰対策として水処理施設に覆蓋を設置する。

#### 火山灰対策(総務課)

- 火山噴火(火山灰)に対する警戒避難体制については、県と情報共有するとともに防災資機材の整備等に取り組み、火山災害に対する安全対策の強化を推進する。

○緊急輸送路、警戒体制の強化により利便性、安全性の向上に努めるとともに、緊急時の町内一斉情報配信による災害時の町民へ情報伝達を図る。

#### 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(総務課)

- 土砂災害ハザードマップの定期的な改正及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備構築を図る。

#### 土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定(総務課)

- 土砂災害の発生が予想される際避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、町民の円滑かつ迅速な避難促進を図る。

#### 流木災害対策の推進(総務課・農林建設課)

- 国、都道府県は、透過型砂防堰堤の新設並びに既設堰堤への流木捕捉施設の整備を進める。また、国、県、町は、河岸浸食により流木となる可能性のある立木などの管理推進を行う。

#### 雪下ろし事故を防止するための注意喚起(総務課・農林建設課・健康福祉課)

- 雪下ろし中の転落事故防止のため、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、注意喚起を行う。

#### 積雪寒冷を想定した避難所等の対策(総務課)

- 避難施設における冬季防寒対策の充実のために毛布、ストーブ等の資機材の確保計画を推進する。

#### 備蓄物資の供給体制等の強化(総務課)

- 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保が必要なため、関係機関との連携や調整などを強化促進を行う。

#### 食料等の備蓄(総務課)

- 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き、防災訓練や出前講座等で周知を行うとともに、防災士など有識者を活用するなど啓発活動の充実を図る。本町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

#### 民間事業所等との連携強化(総務課)

- 災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を推進する。

### **支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(総務課)**

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、定期的な情報交換や緊急時連絡体制の推進を図る。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他市町村と応援協定を締結しているが、実効性の面に課題があるため、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備促進を図る。
- 大規模災害が発生した場合に、町外からの支援物資を町内の被災者へ円滑に供給するため、物資集積拠点の設置を進める。

### **「道の駅」の防災拠点化(総務課)**

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を促進する。

### **自衛隊との連携強化(総務課)**

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

### **警察との連携強化(総務課)**

- 災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

### **消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(総務課)**

- 災害時に防災拠点となる消防施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。
- 停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。

### **消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化(総務課)**

- 大規模災害発生時の広範多岐わたる消防活動を円滑に実施するため、消防団員の人員確保や車両及び装備資機材の整備強化を推進する。

### **帰宅困難者向けの備蓄の確保(総務課)**

- 大規模災害発生時にはバス停等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校・事業所等の食料や飲料水等の備蓄を促進する。

### **外国人に対する支援(総務課・ふるさと振興課)**

- 発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進など、外国人への支援の強化を図る。また、災害時でも適切に行動できるよう、積極的な広報・啓発を推進する。

### **緊急車両、医療施設等に供給する燃料の確保(総務課)**

- 石油関係事業者と締結した協定に基づき、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療施設等への燃料供給の確保を図る。

### **感染症の発生・まん延防止(町民税務課)**

- 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

### **災害対応時の感染防止(総務課・町民税務課)**

- 防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避ける感染防止を推進する。

### **自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(健康福祉課)**

- 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、県、町、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を確認し避難対策を促進する。

#### **避難所開設・運営方法の確立(総務課・町民税務課)**

- 避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。

#### **避難所における健康管理(総務課)**

- 体育館等の室内の衛生環境(温湿度等)を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター(大型扇風機)等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようにする。

#### **在宅・縁故避難の誘導強化(総務課)**

- 避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。

#### **避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(総務課・町民税務課)**

- 手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等)を準備する。

#### **福祉避難所の指定促進(総務課)**

- 避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる方のために、公共施設や福祉施設等を福祉避難所に指定するとともに、社会福祉施設等の協力を得て、二次的な福祉避難所の確保に努める。

#### **公共の安全等の秩序維持体制の整備(総務課)**

- 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。

#### **防犯カメラの設置(総務課)**

- 地震等の有事の際、手薄になる地域防犯を維持し、街頭等での犯罪抑止効果を高め、地域の防犯に資するため、防犯カメラを設置または、町内会等が設置する防犯カメラに対して補助する。

#### **受援体制の構築(総務課)**

- 受援計画・マニュアルの作成・点検・見直し、他自治体との協定締結、合同の防災訓練を行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応、受援体制を推進する。

#### **代替庁舎の確保(総務課)**

- 代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。

#### **業務継続に必要な体制の整備(総務課)**

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により町民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「七ヶ宿町業務継続計画(地震災害編)」の整備、業務継続に必要な体制を進める。

#### **安否参集確認システムの利用促進(総務課)**

- 職員の状況を正確かつ迅速に把握するため、安否参集確認システムの利用を促進する。

#### **情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等(総務課)**

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは町全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。

#### **防災関係機関の情報通信手段の多様化等(総務課)**

- 公共施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の整備計画を促進する。

#### 町民への情報伝達(総務課)

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、SNSの活用等、情報伝達の多様化を図る。
- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るために、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。
- 携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災情報を提供する。
- 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。

#### 情報通信インフラの整備(総務課・ふるさと振興課)

- 耐灾害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

#### 防災教育の充実(総務課・教育委員会)

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について、防災士など有識者を活用するなど内容の充実等を図る。
- 防災教育に関する教職員研修の内容の更なる充実とともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう内容を検討し、防災教育の充実を図る。

#### 避難所における電源対策(総務課)

- 長期間の停電が発生した際ににおいても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。

#### エネルギー供給事業者等との連絡強化(総務課)

- 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制の強化を推進する。

#### 緊急物資の輸送体制の構築(総務課)

- 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

#### 石油燃料等供給の確保等の防災対策(総務課)

- 大規模自然災害時における石油燃料等の安定確保のために、県や民間団体など関係機関による防災対策に対する協力体制を構築する。

#### 孤立可能性地域の災害対応体制の整備(総務課)

- 装備資機材や備蓄物資等を計画的に確保し、町内での災害発生に備える。
- 孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに研修・教育等を積極的に実施し、町職員等の災害対応能力を向上させる対応体制の整備を推進する。

#### 孤立危険性のある集落との通信手段の確保(総務課)

- 災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として配備している通信機器を、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行い、通信手段の確保を推進する。

#### 土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(総務課)

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念された場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

#### 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(総務課・町民税務課)

- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

**災害・復興ボランティアの受入体制の確立(健康福祉課)**

- 災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して社会福祉協議会と連携を確認するとともに、ボランティアが求められている活動内容の全般的な情報集約やボランティア活動に必要な物資調達の体制を整える。

**災害ボランティアコーディネーターの育成(健康福祉課)**

- 災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、スキルを維持する対策を推進する。

**災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)(総務課)**

- 災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性の推進を図る。

**災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供(総務課)**

- 災害時において、迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

**り災証明書の迅速な発行(町民税務課)**

- り災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、業務を継続できる体制整備に努める。

**応急仮設住宅の建設(農林建設課)**

- 県が災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを実施するにあたり、建設用地の選定、必要戸数の報告、入居に関する手続き等を行う。

## 13 環境保全

### 有害物質の拡散・流出防止対策の推進(町民税務課)

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図り、有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

### 放射線モニタリングの実施(総務課)

- 隣接県及び市町村で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を推進する。

### 災害廃棄物処理計画の策定、見直し(町民税務課)

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

### ストックヤードの確保(町民税務課)

- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

### 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(総務課・町民税務課)

- 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上を推進する。

### がれき処理マニュアルの策定(町民税務課)

- がれき処理マニュアルの策定を促進する。

### 震災廃棄物の支援体制構築(町民税務課)

- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。

### 大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備(町民税務課)

- 大規模災害時に、通常の廃棄物に加え大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平時から災害廃棄物の処理体制の整備促進を図る。

## 14 循環型社会

### 感染症の発生・まん延防止(町民税務課)

- 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

### 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策(町民税務課)

- 床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材を計画的に備蓄するとともに、対応にあたる職員の育成を図る。また、感染症拡大防止のための知識や情報を住民に普及・啓発するなど、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を推進する。

### 避難所における衛生管理(町民税務課)

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理など衛生管理実践する。

### 地籍調査成果管理の実施(町民税務課)

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、人口集中地区等における官民境界の地籍調査や地図整備等の成果管理を図る。

## 15 行財政運営

### 公共施設等の耐震化(総務課)

- 町の防災拠点となる公共施設については耐震補強、改修などにより建物の安全性を確保する。

### 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制(総務課)

- 災害時に確実に職員のケアが実施され、慘事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、健康管理のルールを作成する等して、職員の心身の健康への必要な配慮をまとめ、平時から災害時の健康管理について普及・啓発を行う。詳細な勤務管理の整備など、より綿密な職員ケア体制構築のための検討・検証を行い、ケア体制の促進を図る。

### ICT部門における業務継続体制の整備(総務課)

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(ICT部門の業務継続計画)に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行い、業務継続体制整備を促進する。

## 別紙5 国土強靭化関連町計画等一覧

### 総合計画等

番号	計画等の名称
1	第6次長期総合計画
2	第2期七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略

### 個別計画等

番号	計画等の名称
3	七ヶ宿町公共施設等総合管理計画
4	七ヶ宿町地域防災計画
5	七ヶ宿町燃料供給体制確保計画
6	七ヶ宿町空家等対策計画
7	七ヶ宿町簡易水道事業経営健全化計画
8	七ヶ宿町避難所運営マニュアル
9	七ヶ宿町健康づくりプラン
10	七ヶ宿町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・障がい児福祉計画
11	七ヶ宿町 実質化された人・農地プラン
12	七ヶ宿町林道橋保全整備計画
13	七ヶ宿町ため池マップ
14	七ヶ宿町橋梁長寿命化修繕計画
15	七ヶ宿町トンネル長寿命化修繕計画
16	七ヶ宿町下水道経営健全化計画
17	七ヶ宿町通学路安全プログラム
18	七ヶ宿町教育委員会マニュアル
19	ICT部門の業務継続計画
20	七ヶ宿町学校施設等長寿命化計画
21	七ヶ宿町耐震改修促進計画

## 別紙6 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

### 宮城県に被害を及ぼした主な地震・津波

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869. 7.13 (貞觀 11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者 1,000。)	宮城県
1611.12. 2 (慶長 16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者 1,783、南部、津軽で人馬の死 3,000 以上。)	新編日本被害地震総覧
1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5 ～ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793. 2.17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8～ 8.4	仙台藩で死者 12、家屋破損 1,060 以上。	新編日本被害地震総覧
1835. 7.20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧
1896. 6.15 (明治 29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者 3,452、負傷者 1,241、家屋倒壊 854、同流出 3,121。	新編日本被害地震総覧
1900. 5.12 (明治 33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者 13、負傷者 4、家屋全壊 44。	新編日本被害地震総覧
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明 308、負傷者 145、家屋倒壊 528、同流出 950。	新編日本被害地震総覧
1960. 5.23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明 54、負傷者 641、建物全壊 977、建物流失 434。	新編日本被害地震総覧
1962. 4.30 (昭和 37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心と被害。死者 3、負傷者 272、住家全壊 340。	新編日本被害地震総覧
1978. 6.12 (昭和 53)	(1978 年宮城県沖地震)	7.4	死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180。	新編日本被害地震総覧
2003. 5.26 (平成 15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1,033。	宮城県 (H15.6.19 最終報告)
2003. 7.26 (平成 15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者 675、住家全壊 1,276、半壊 3,809、一部破損 10,975	宮城県 (H16 年 3 月 12 日確定報)
2005.8.16 (平成 17)	宮城県沖	7.2	負傷者 79	宮城県 (H17.7.27 確定報)
2008. 6.14 (平成 20)	平成 20 年(2008 年) 岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 14、負傷者 365、住家全壊 28、半壊 141、一部破損 1,733	宮城県 (H23.4.29 現在)
2011. 3.11 (平成 23)	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地震	9.0	死者 10,554、行方不明者 1,234、住家全壊 83,000	宮城県 (H28.11.30 現在)
2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖(東北地方 太平洋沖地震の余震)	7.2		

【出典：危機対策課「地域防災計画（地震災害対策編）」より抜粋】

## 宮城県に被害を及ぼした主な大雨・洪水・暴風雨

宮城県には、北上川水系、鳴瀬川水系、名取川水系、阿武隈川水系の4つの一級河川水系をはじめ、二級河川まで含めると34水系325の河川がある。これまでに大雨による洪水の被害をもたらした事例から、時として、近年の大雨や台風の影響から、居住地域に浸水被害が及ぶことも考えられる。

災害の種別	過去の災害の例	主な被害
大雨・洪水 ・暴風雨	(カスリン台風) S22.9.14~15 洪水	死者（行方不明者を含む）30人、負傷者4人、住家倒壊44棟、流失165棟、浸水29,704棟
	(アイオン台風) S23.9.16~17 洪水	死者（行方不明者を含む）44人、負傷者25人、住家全壊229戸、半壊25戸、流失121戸、家屋浸水33,611戸
	(熱帯低気圧) S25.8.2~8.7 暴風雨	台風5011~5012号 死者9人、負傷者102人、行方不明8人、家屋流失221戸、 家屋倒壊453戸、床上浸水7,282戸、床下浸水13,140戸
	豪雨・洪水 S61.8.4~5	死者5人、負傷者12人、住家全壊68戸、半壊194戸、一部損壊857戸、床上浸水10,817戸、床下浸水22,158戸、非住家9,563戸
	集中豪雨・洪水 H6.9.22~23	負傷者（軽傷）1人、全壊3棟、半壊10棟、一部破損14棟、 床上浸水3,317戸、床下浸水4,865戸 ※名取川水系増田川・川内沢川、阿武隈川水系五間掘川における破堤や越水
	台風6号 H14.7.10~11	死者1人、軽傷者3人、全壊1棟、半壊2棟、一部破損8棟、541戸、2,874戸、非住家被害14戸 ※5河川8箇所で破堤、3,400戸以上が浸水。
	大雨・洪水 H18.10.6	死者9人、行方不明者8人、軽傷者2人、半壊7戸、一部損壊347戸、床上浸水54戸、床下浸水412戸 ※北上川水系皿貝川など6河川、鳴瀬川水系名蓋川での越水、北上川水系追川支流の夏川で漏水。
	台風第18号 H21.10.8	死者1人、重傷者2人、軽傷者3人、一部破損56戸、床上浸水98戸、床下浸水551戸、非住家被害、その他4戸 ※台風の北側にある前線が活発化し、県北部や沿岸部を中心大雨。
平成27年9月 関東・東北豪雨 (台風第18号) H27.9.9~11	台風第15号 H23.9.20	死者2人、軽傷者3人、住家全壊3戸、半壊202戸、一部損壊8戸、床上浸水647戸、床下浸水2,307戸、非住家被害44戸 ※石巻市雄勝では日雨量431mm、2日雨量531mmと観測史上最大。阿武隈川水系新川、七北田川水系七北田川、女川水系女川などで越水。河川及び道路など施設、住宅及び農地などに大きな被害。
		死者2人、重傷者1人、軽傷者2人、住家全壊2戸、半壊578戸、一部損壊308戸、床上浸水140戸、床下浸水728戸、非住家被害2戸 ※台風第17号と台風から変わった低気圧から湿った空気が流れ込んだ影響で記録的な大雨。渋井川など11河川23箇所で破堤。

【出典：危機対策課「過去に県内で発生した災害の記録－宮城県災害年表」、義務教育課「みやぎ防災教育副読本 みらいの絆」より抜粋、加筆】

## 宮城県の火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の 3 火山が活火山に該当する。さらに、平成 21 年 6 月には「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として 47 火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定した。

近年、火山噴火被害は発生していないため、以下に活動状況等について整理する。

火山名	過去の活動状況等
蔵王山	<p>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。</p> <p>玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体上部を形する熊野岳（最高峰）・刈田岳（かつたけ）などが噴出した後、山頂部に直径 2km 程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火碎丘で、火口湖御釜（直径 360m、別名五色沼）を持つ。</p> <p>蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約 70 万年前には始まっていたと考えられ、現在までに 4 つのステージがあったとされている。</p> <p>2 万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があつたが 2000 年～3000 年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約 1000 年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。</p> <p>1230 年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694 年、1809 年、1821 年、1867 年、1895 年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち 1867 年の噴火では洪水による死者が発生している（日本活火山総覧（第 4 版）による）。</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成 22 年（2010 年）より常時観測（振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。</p> <p>平成 27 年 4 月 7 日から火山性地震が増加し、小規模な噴火が発生する可能性があることから、同 4 月 13 日に噴火警報（火口周辺危険）が発表された。その後、蔵王山の火山性地震の減少を受け、同 6 月 16 日に噴火警報が解除された。</p>

【出典：宮城県危機対策課「地域防災計画（風水害等災害対策編）」より抜粋、加筆】